

変動金利定期預金規定

1. (自動継続後の利率)

この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(当行所定の預入金額以上の場合「自由金利型定期預金」、以下同じとします。)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続したときはその継続日。以下同じとします。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息計算方法)

(1)この預金は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に中間利払額を利息の一部として支払う方法(以下「単利型」といいます。)および6か月複利の方法(以下「複利型」といいます。)があります。

(2)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (利息：単利型)

(1)単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および当行所定の中間利払利率(前記2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および当行所定の利率算定方式により定めた利率(前記2により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金します。

③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。

(2)継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息(自動継続扱いで継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。)は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3)この預金を定期預金共通規定10の(1)により満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定13の(2)または(3)により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は次のとおり支払います。

①預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算した金額の合計額を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×50%

b 1年以上3年未満 約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×40%

b 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

c 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

d 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

e 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

5.（利息：複利型）

(1) 複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および当行所定の利率算定方式により定めた利率（前記2により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息（自動継続扱いで継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を定期預金共通規定10の(1)により満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定13の(2)または(3)により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は次のとおり支払います。

①預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月以上1年未満 約定利率×40%

B	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
C	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
D	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
E	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

6. (保険事故発生時における相殺時の利率)

この預金の定期預金共通規定 11 (3) ①の利率については、満期日の前日までの期間約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。

以 上

2021年5月1日現在